

議第9号

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

下呂市長 服部 秀洋

提 案 理 由

不正競争防止法の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）が公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例

下呂市火災予防条例（平成16年下呂市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（避雷設備）</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（避雷設備）</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（固体燃料を使用する器具）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定（<u>器具の底面等が可燃物に触れた状態でも、当該可燃物が発火するおそれがない器具にあっては同項第5号の規定を除く。</u>）を準用する。</p>	<p>（固体燃料を使用する器具）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。</p>
<p>（気体燃料を使用する器具）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定（<u>器具の底面等が可燃物に触れた状態でも、当該可燃物が発火するおそれがない器具にあっては同項第5号の規定を除く。</u>）を準用する。</p>	<p>（気体燃料を使用する器具）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。</p>
<p>（電気を熱源とする器具）</p> <p>第21条 （略）</p>	<p>（電気を熱源とする器具）</p> <p>第21条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号及び第9号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号、第6号及び第7号の規定に限る。）を準用する。</p> <p>（設置の免除）</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>（1） 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に伴い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>（2）～（5） （略）</p> <p>（6） <u>第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技</u></p>	<p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。</p> <p>（設置の免除）</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>（1） 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に伴い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>（2）～（5） （略）</p>

改正後	改正前
<u>術上の基準の例により設置したとき。</u> <u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

火を使用する器具は全て不燃性の床上又は台上で使用するよう規定されていますが、可燃性の台上で使用しても発火のおそれのない器具については、可燃性の台上でも使用出来るように改正します。また、工業標準化法が産業標準化法に改められたことに伴い、「日本工業規格」の表記を「日本産業規格」とします。さらに、総務省消防庁次長通知（平成 31 年 2 月 28 日 消防予第 63 号）により住宅用防災警報器等を設置しないことができる設置免除の要件が追加されたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 「日本工業規格」の表記を「日本産業規格」表記とします。

(第 16 条関係)

- (2) 可燃性の台上で使用しても発火のおそれのない器具の場合は、可燃性の台上でも使用できるよう改正します。

(第 19 条、第 20 条、第 21 条関係)

- (3) スプリンクラーヘッドの器種の表記を「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」とします。また、住宅用防災警報器等を設置しないことができる設置免除の条件を追加します。

(第 29 条の 5 関係)

- (4) この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 16 条関係は、令和元年 7 月 1 日から施行します。

(附則関係)